

「行政不服審査制度の見直しについて（案）」に関する意見

平成 25 年 5 月 27 日

日本税理士会連合会

ページ	項目	意見
2	第 2 1 .不服申立 構造等	<p>【総務省案】</p> <p>4 .再調査の請求</p> <p>行政庁の処分について、法律に「再調査の請求」をすることができる旨の定めがあるときに、「再調査の請求」をすることができるものとする。</p> <p>この場合においても、不服申立人は、「再調査の請求」をすることなく、審査請求をすることができることについては、更に検討を進める。</p> <p>【意見】</p> <p>国税においては、不服申立前置を維持したうえで、現行の「二重前置」を審査請求に一元化すること。また、不服申立ての基本構造の例外として、「再調査の請求」を創設し、これと審査請求との選択制とすること。（その場合、行政庁の運営上の整備が必要となる。）</p> <p>【理由】</p> <p>国税通則法には、異議申立てと審査請求との二つの不服申立て制度があり、審査請求に際しては、青色申告に係る更正に不服がある場合等所定の場合以外には、原則として、異議申立前置主義が採用されている。また、20 年法案では、法律に「再調査の請求」が前置されている場合は、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることができない旨記載されており、納税者利便の観点から見直す必要がある。したがって、「再調査の請求」については、前置を強制するのではなく、審査請求を求めるか再調査の請求を求めるかは、納税者の選択に委ねることとすべきである。平成 23 年度税制改正において国税通則法が改正され、青色申告以外のすべての申告者に対して処分時の理由付記が実施されることとなったことに鑑みれば、青色申告等以外の申告者に対して異議申立前置を強制する実益はもはや乏しいといえる。</p>
10	第 2 3 .審理手続	<p>【総務省案】</p> <p>1 .審理員による審理手続として、審理手続の計画的進行、弁明</p>

ページ	項目	意見
		<p>書の提出、反論書等の提出、口頭意見陳述、証拠書類等の提出、物件の提出要求、参考人の陳述及び鑑定の要求、検証、審理関係人への質問、審理手続の計画的遂行、手続の併合又は分離、審理員による執行停止の意見書の提出、審理手続の終結及び審理員意見書に関する規定を置くものとする。</p> <p>2. 前項のほか、審査請求人又は参加人は、審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、行政不服審査法の規定により提出された書類その他の物件の閲覧又は謄写を求めることができることとし、この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は謄写を拒むことができないこととする方向で、更に検討を進める。</p> <p>なお、謄写を認める場合には、実費の範囲内で手数料の納付を求めることができるものとする。</p> <p>【意見】</p> <p>(1) 国税における審査請求手続は、書面審理を原則とするものの、審査請求人の申立てがあったときは、原処分庁の出席のもとで、審査請求人の口頭意見陳述を認める対審的構造に改めること。併せて争点及び証拠の整理の規定を設けること。</p> <p>(2) 国税における審査請求においては、証拠書類の閲覧・謄写の範囲について、原処分庁から提出された書類等の閲覧は認められているが(国税通則法第96条第2項)、国税審判官の所持する証拠書類についても同様の規定を制定すること。また、証拠書類の謄写についても必要な措置を講じること。</p> <p>(3) 標準審理期間を定めること。</p> <p>【理由】</p> <p>(1) 国税通則法は、審査請求に異議申立てに関する規定(国税通則法第84条第1項及び第2項)を準用する規定(国税通則法第101条第1項)を置き、審査請求人の口頭意見陳述に関する規定を設けているが、対審的構造に基づく手続きとしては不十分である。</p> <p>(2) 審査請求人等の手続保障の充実が図られることとなる。また、税務については、複雑な税額計算等、閲覧のみでは対処し難い事例が多いことから、証拠書類の謄写が必要である。</p> <p>(3) 国税庁では、運用により、異議申立ては3か月、審査請求は1年と、それぞれ目標処理期間を定めており、いずれも例</p>

ページ	項目	意見
		<p>年 90%以上という処理実績である。行政不服審査法においても、審査請求に係る標準審理期間を規定することにより、審査請求がより有効に機能することとなる。</p>
12	<p>第 2 4 .不服申立 期間</p>	<p>【総務省案】</p> <p>1 . 審査請求は、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日から 3 月（当該処分について「再調査の請求」をしたときは、当該「再調査の請求」についての決定があったことを知った日から 1 月）を経過したときは、することができないものとする。</p> <p>また、「再審査請求」については、正当な理由があるときを除き、裁決があったことを知った日から 1 月を経過したときは、することができないものとする。</p> <p>審査請求期間を取消訴訟の出訴期間と同一の 6 月とすることの可否については、更に検討を行うものとする。</p> <p>【意見】</p> <p>国税における不服申立期間は、行政事件訴訟法の出訴期間と平仄を合わせ、6 か月に延長すること。</p> <p>【理由】</p> <p>不服申立期間の延長により、納税者が権利救済を受ける機会を担保することとなる。国税は不服申立前置であるので、不服申立期間を徒過するとその時点で残りの出訴期間が無意味になるという不合理があり、また、租税法律主義の下、訴えの提起のための訴状作成と異議申立書や審査請求書の作成の事務負担の難易度は異なるものではないので、不服申立期間と出訴期間は同じ期間であるべきである。</p>
18	<p>第 4 2 .不服申立 前置</p>	<p>【総務省案】</p> <p>不服申立構造の見直しの一環として、不服申立前置についても、所要の見直しを行うこととし、以下の基準を基本として見直しを行い、所要の規定の整備を行う方向で、更に検討を進める。</p> <p>大量性（不服申立前置の対象となる不服申立てが大量であるか）</p> <p>第三者機関の関与（専門技術性及び公正性を有する第三者的機関が不服申立ての審理に関与しているか）</p> <p>専門技術性（不服申立てを経ないで訴訟が提起された場合には裁判所の審理に支障を来すと認められるような専門技術性</p>

ページ	項目	意見
		<p>を有するか)</p> <p>【意見】</p> <p>(1) 国税においては、不服申立前置を維持したうえで、現行の「二重前置」を審査請求に一元化すること。</p> <p>(2) 納税者利便の観点から、より簡易迅速な救済を可能とする「再調査の請求」の創設は適切であり、これと審査請求との選択制とすること。(その場合、行政庁の運営上の整備が必要となる。)</p> <p>【理由】</p> <p>現行制度は納税者の権利救済手段として機能していると考えられる。</p> <p>平成 23 年度税制改正大綱では、不服申立前置のあり方について次のとおり述べられている。</p> <p>イ 現在、審判所における審査請求を含め、国税の不服申立手続が一定の争点整理機能を発揮しており、裁判所の負担軽減に役立っていること</p> <p>ロ 税制調査会専門家委員会「納税環境整備に関する論点整理」(平成 22 年 9 月 14 日)の指摘にもあるように、引き続き納税者の簡易・迅速な救済を図る必要があること</p> <p>ハ 行政に対し自律的に迅速かつ統一的に運用の見直しを図る機会を付与する必要があること</p> <p>ニ 主要諸外国においても、訴訟に先立ち、租税行政庁への不服申立てが前置されていること</p> <p>以上のとおり、不服申立制度が、裁判所の前さばきとして、争点の明確化や同じ争点の事案の整理等に機能していること、不服申立段階で棄却等された後、その結果に納得する納税者もいること、前置主義を廃止した場合、訴訟件数が相当数増加することも考えられ、他の訴訟事件の迅速な裁判等に影響が予想され、効率的な司法行政に逆行する恐れがある。</p> <p>また、国税については不服申立ての基本構造の例外として、現行の異議申立てに相当する「再調査の請求」を認めることは必要であるが、現行の異議申立前置主義は廃止し、審査請求との自由選択主義とすべきである。その理由は、上記「第 2 1 . 不服申立構造等 4 . 再調査の請求」において述べたとおりである。</p>